

仕様書（案）

1 件名 世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託（概算契約）

2 履行期間 契約日から令和8年3月20日（金）まで

3 目的

本区は平成28年10月にがけ・擁壁等防災対策方針を策定し、今後発生が懸念されるがけ・擁壁の崩壊による土砂災害に備え、区民の生命と財産を守るための施策の方向性を示した。この方針に基づき、がけ・擁壁の安全性を高めるための施策を実施してきたところである。

方針の策定後も国内では大規模地震や豪雨の発生により、多数の宅地で甚大な被害が発生し、宅地擁壁の倒壊が多く見られている。国土交通省は令和4年4月に「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」を作成・公表し、健全度の低い宅地擁壁の実態把握と、地方公共団体から宅地所有者に対して指導・助言、予防保全対策を講じることにより、宅地防災の推進を図るものとしている。

方針策定から8年余りが経過した今、現行施策が国や都の施策の動向や社会情勢の変化、区内のがけ・擁壁の実態に即した内容であるかについて評価・検証を行い、庁内検討を進め、方針改定を行う。

4 履行場所 受託者の事業所内及び世田谷区内

5 履行内容

（1）作業概要（令和7年度）

①現地調査

「② 貸与品」及び「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」に基づき、区が指定するがけ・擁壁について調査を行う。調査実施済みのがけ・擁壁の数と、調査予定件数については、週に1度まとめて区に報告をすること。

ア 調査準備（詳細は「③ 調査準備」に拠る）

イ 調査員の育成（詳細は「④ 調査員の育成」に拠る）

ウ 現地調査の計画等（詳細は「⑤ 調査計画等」に拠る）

エ 現地調査（詳細は「⑥ 現地調査」に拠る）

オ 調査結果の集約（詳細は「⑦ 調査結果の集約」に拠る）

②貸与品

受託者は、区から貸与される資料について、返却時まで適切に管理・保管すること。

ア 世田谷区がけ・擁壁マップ（令和6年度版）

（ア）区全体図（12, 000：1、A0版、全1枚）

（イ）地域拡大図（12, 650：1、A2版、全6枚）

（ウ）地域拡大図（2, 500：1、A3版、全155枚）

イ 現地調査リスト（令和6年度版）

ウ がけ・擁壁抽出業務報告書（令和6年度版）

エ 平成27年度がけ・擁壁調査 サンプル地区の調査結果データ

③調査準備

ア 現地調査マニュアル

受託者は、現地調査全体を理解し、かつ効率的に実施し、調査員の教育等に活用するため、自らの経験、知見等に基づいた現地調査マニュアルを作成する。

(ア) 仕様

次に掲げる内容が記載され、調査員が現地で容易に参照できるものとしなければならない。

- (i) 調査及び管理体制並びに管理者の連絡先
- (ii) 調査内容
- (iii) 調査方法及び調査時間
- (iv) 緊急対応及び緊急連絡先
- (v) 判断基準
- (vi) その他調査員が必要とする情報

(イ) 作成の注意点

「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」の内容をすべて網羅し、調査員の適切な調査実施に資するよう作成すること。作成するにあたり、受託者はその専門的経験、知見等に基づき、適切な調査を行う上であらかじめ設定しておくことが望ましいと思われる内容があった場合には、その判断基準案を区に提示し、区と協議の上、決定すること。また、受託者は、調査項目の判断に疑義が生じた場合は、区と協議の上、調整すること。

イ 基礎調査票

貸与品の現地調査リスト（令和6年度版）と別紙1－①を使用して、調査対象分の「基礎調査票」を作成する。

④調査員の育成

受託者は、調査を効率的に実施するため、調査開始前に、調査員に対し、現地における安全な調査実施方法や的確な判断方法等、本委託業務を実施するのに必要な研修を、現地調査マニュアル等の活用により行わなければならない。

また、調査開始後においてもOJTを実施するなど、適切な措置を講ずること。

⑤調査計画等

受託者は、調査箇所の調査漏れを防ぎ、効率的に調査ができるよう、調査区域や調査ルートの設定、緊急対応等の内容を含む調査計画を作成し、契約締結より1週間以内に区の承認を受ける。作成にあたっては、次のア～カについて留意すること。

ア 調査実施体制

責任者から管理・監督者、調査員までの組織体制並びに各管理者の職務内容、役割分担及び負うべき責任を明確にすること。

イ 調査時期

サンプル地区や指定エリア（土砂災害（特別）警戒区域、緊急輸送道路）を細分化し、調査対象となる街区ごとの調査時期を明らかにすること。

例) サンプル地区 三宿二丁目〇番～〇番 調査期間 6月30日（月）

ウ 調査箇所及び調査ルート

事前に調査箇所と調査ルートを明らかにした調査用地図を作成すること。

なお、令和6年度机上抽出調査の結果、がけ・擁壁候補となった箇所のほか、サンプル地区の町丁目や指定エリア（土砂災害（特別）警戒区域、緊急輸送道路）については目視により追加箇所の有無について漏れなく確認できるように調査ルートを設定すること。

エ 調査時間

調査は、原則として平日の午前8時30分から午後5時00分までの間とする。万が一これによらない場合は、受託者は事前に区の承諾を得ること。

オ 身分証等の発行

受託者は、調査を行う調査員に対して、区が発行し貸与する身分証明書を携帯させるとともに腕章を着用させた上で調査させなければならない。

カ 緊急時の対応手順の設定

受託者は、事故発生時や近隣住民対応など緊急時の対応手順を設定すること。

キ 緊急連絡先体制の設定

受託者は、緊急時の社内連絡体制や、調査区域の警察、病院などの連絡先を記載した緊急連絡先体制を設定すること。

⑥現地調査

調査員が現地に赴いて計測調査及び外観目視調査を行う。外観目視調査は公有地側から行い、原則として私有地に立ち入らない。ただし、私有地であっても、公開空地等の広く一般に開放されている場所は除く。なお、公有地、公園、河川等に面するがけ・擁壁も調査対象に含む。

また、公共の安全のため、やむを得ず第三者が管理する土地に立ち入る際は、身分証明書を提示するとともに土地所有者又は管理者の承諾を得ること。その際は、慎重な言動を心掛け、調査の主旨と目的をわかりやすく説明して相手の理解を得ようと努めること。また、誤解や不快感を与えないように配慮し、紛争が起こらないように十分注意すること。言動に注意し、紛争の起こらないように留意すること。

現地調査を開始する前に1つの調査対象街区をテスト調査して、調査方法やまとめ方等について、区に報告し、承認を受けること。

ア 調査対象箇所

サンプル地区	地域	箇所数（想定）
三宿2丁目、弦巻2丁目	世田谷	116
北沢1丁目、代田4丁目	北沢	173
中町1丁目・2丁目、瀬田1丁目	玉川	284
砧4丁目・7丁目、岡本3丁目	砧	183
給田1丁目、上祖師谷2丁目	烏山	84
（上記以外）公有地・公園・河川に接するがけ・擁壁	—	131

土砂災害（特別）警戒区域	地域	箇所数（想定）
土砂災害（特別）警戒区域内	—	148

緊急輸送道路	地域	箇所数（想定）
緊急輸送道路に接するもの	—	213

上記の他、現地調査により新たに対象となるがけ・擁壁 50件（想定）

合計1,382件⇨1,400件

イ 件数の数え方

「世田谷区がけ・擁壁マップ（令和6年度版）」に示された擁壁ライン1個を1件とするが、現地調査を行い、次の考え方によりがけ・擁壁の数を計上すること。

- （ア）ブロック塀や生垣等で囲まれている敷地単位ごとに1件とする。
- （イ）複数の工法による擁壁が同一敷地に連なっている場合は、1工法につき1件とする。
- （ウ）1敷地に複数の擁壁がある場合でも工法が同じであれば、1件とする。

ウ 調査内容

工法ごとに「基礎調査票」及び「宅地擁壁の健全度判定に用いる記録シート」を作成し、がけ・擁壁マップ及び現地調査リストと紐づけすること。また、複数の工法による擁壁が同一敷地に連なっている場合は、同一敷地内の擁壁であることが判別しやすいように付番をすること。

（ア）基礎調査

「基礎調査票」の各項目については、次のとおり記入をする。

（i）基礎情報

- ・「所在地」：住所表記とし、番地まで記載すること。
- ・「がけ及び擁壁の高さ、延長、勾配」：計測をして記録をすること。高さについては計測器等の高さが判別できる画像も添付すること（次項参照）。
- ・「上部の土地利用」：現地調査及び住宅地図等により確認できる範囲で記入をすること。
- ・「立地条件」：複数の工法による擁壁が連なっている場合または、がけと擁壁が連なっている場合は連続を、その他は単独を選択すること。
- ・「擁壁構造」：擁壁がある場合は「有」を選択した上で、該当の工法を選択する。なお、工法は「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル（国土交通省）」に拠る。擁壁が無い場合は「無」を選択する。
- ・「自然がけ」：自然がけがある場合は「有」を選択した上で、該当の状態を選択する。自然がけが無い場合は「無」を選択する。
- ・「H27調査比較」：サンプル地区でH27年度調査を行っているがけ・擁壁については「該当」を選択した上で、貸与品の「平成27年度がけ・擁壁調査 サンプル地区の調査結果データ」の現地画像や変状について比較する。これ以外については「非該当」を選択する。

（ii）がけ・擁壁全景/高さ・変状・補修・補強の形跡が確認できる画像

がけまたは擁壁の全景の画像、がけ・擁壁の高さが判別できる画像及び変状や補修・補強の形跡がある場合はその部分を撮影する（各1枚以上）。

（iii）その他区が指定する調査内容

(イ) 健全度判定

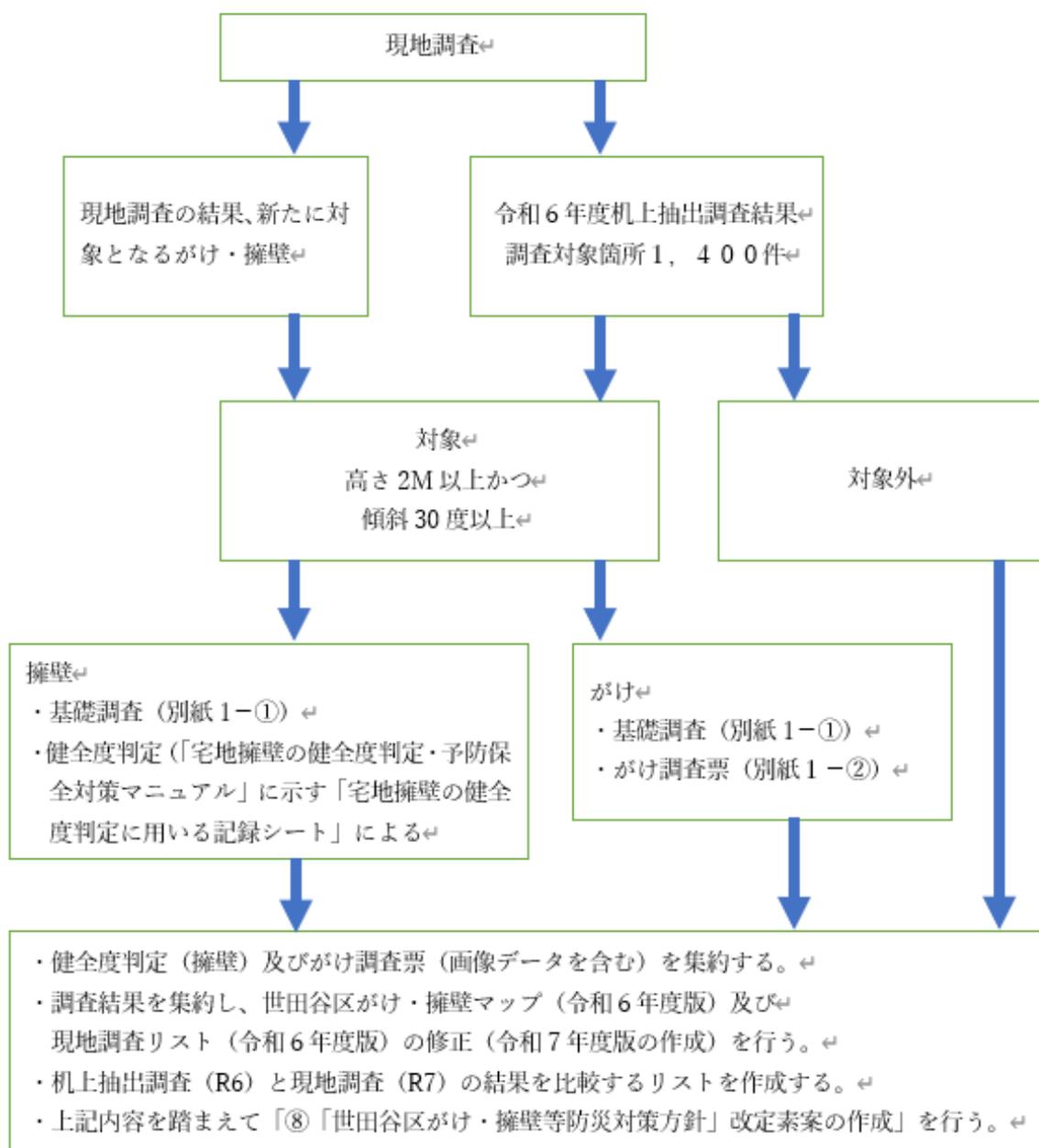
擁壁については、「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル（令和4年4月 国土交通省）」に基づき「宅地擁壁の健全度判定に用いる記録シート」を作成する。自然がけについては別紙1-②に基づき行う。

エ 対象外となるがけ・擁壁の扱い

高さ2M以上かつ傾斜度30度以上に該当しないがけ・擁壁は、現地調査対象外であるため、現地調査リストに対象外であることが分かるように明記し証拠となる画像データを「基礎調査票」に添付する。また、がけ・擁壁マップの該当部分を削除する。

オ 新たに対象となるがけ・擁壁の扱い

現地調査リストに記載がないが、高さ2M以上かつ傾斜度30度以上に該当するがけ・擁壁は、調査対象に含める。現地調査リスト及びがけ・擁壁マップに追加の記載をして、基礎調査及び健全度判定を行うこと。



カ 現地調査結果の区への報告

受託者は2週間に1度、現地調査の結果をまとめて区に報告する。この結果について、区は受託者と協議の上、再調査又は作業全般の見直しを指示することができる。

⑦調査結果の集約

調査を行った結果を集約し、次の資料を作成する。

ア 世田谷区がけ・擁壁マップ（令和7年度版）

貸与品の「世田谷区がけ・擁壁マップ（令和6年度版）」3種をベースにして、対象箇所の調査結果を反映した「がけ・擁壁のGISデータ（SHP形式）」を次の3種作成すること。

- （ア） 区全体図（12,000：1、A0版、全1枚）
- （イ） 地域拡大図（12,650：1、A2版、全6枚）
- （ウ） 地域拡大図（2,500：1、A3版、全155枚）

イ 現地調査リスト（令和7年度版）

区が貸与する「現地調査リスト（令和6年度版）」をベースにして、調査の結果を反映した現地調査リスト（令和7年度版）を作成する。

ウ 調査対象となったがけ・擁壁の画像データ

現地調査リストの番号と紐づけされた画像データをまとめる。

エ 令和6年度机上抽出調査と令和7年度現場調査の結果を比較するリストを作成し、（ア）～（ウ）についてまとめること。

- （ア） 現場調査の結果、対象外となったがけ・擁壁の数
- （イ） 現場調査の結果、新たに対象となった、がけ・擁壁の数
- （ウ） 調査数と比較した（ア）（イ）の割合

⑧「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」改定素案の作成

「①現地調査」の結果に基づき、次のア～エにより「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」改定素案を作成する。作業にあたっては、契約後1週間以内に工程表を作成し、区の承認を得ること。また、打合せごとに進捗を区と確認し合うこと。

ア 現行施策の評価・検証（詳細は「⑨現行施策の評価・検証」に拠る）

イ 法令等や関連計画等の把握・整理及び他自治体との比較等（詳細は「⑩法令等や関連計画等の把握・整理及び他自治体の施策に関する調査と世田谷区施策との比較・検証・評価」に拠る）

ウ 現行施策の継続効果や新たな施策の検討・提案（詳細は「⑪世田谷区における現行施策の継続効果や新たな施策の検討・提案」に拠る）

エ 改定素案の作成（詳細は「⑫改定素案の作成」に拠る）

⑨現行施策の評価・検証

「平成27年度世田谷区急傾斜地等の安全対策に関する調査及び検討業務委託」、「がけ・擁壁抽出業務報告書（令和6年度版）」及び令和7年度「がけ・擁壁の現地調査」の結果に基づき、現行施策の評価・検証を行う。

⑩法令等や関連計画等の把握・整理及び他自治体の施策に関する調査と世田谷区施策との比較・検証・評価

法令等や国、都及び世田谷区の関連計画等を把握し、本方針に関する事項について整理する。また、東京都、都内他市区、神奈川県内の政令市・中核市のがけ・擁壁等の安全性の向上を促進するための施策について調査し、世田谷区施策との比較・検証・評価を行う。

⑪世田谷区における現行施策の継続効果や新たな施策の検討・提案

⑫改定素案の作成

「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針（平成28年10月）」、「がけ・擁壁抽出業務報告書（令和6年度版）」及び本調査結果を踏まえ、令和8年度の業務委託当初に必要な、現行方針の改定素案を作成する。改定素案には、区が指定する特定テーマを記載することを条件とする。

ア 改定素案の構成

（ア）目的と位置付け

（イ）背景

（ウ）世田谷区の自然的・社会的特性

（エ）世田谷区によるがけ・擁壁等の調査

（オ）これまでの取り組みと課題

（カ）防災対策方針

（キ）擁壁の新設、改修、補強に対する補助内容決定へのプロセス

擁壁の新設については、設置規模ごとの補助金の金額を示すフロー図を作成して示す。

擁壁の改修、補強については、既存擁壁の工法及び健全度ごとに安全性を高める対策工法を示した上で、設置規模及び工法ごとの補助金の金額を示すフロー図を作成して示す。

フロー図は、「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル（令和4年4月 国土交通省）」に記載の予防保全対策工の検討フローを参考としながら作成すること。ただし、他の効果的なアプローチがある場合は、この限りではない。

イ 特定テーマ

（ア）がけや擁壁の安全性向上を実現するための具体的かつ実効性のある施策の提案

（イ）建築基準法及び東京都建築安全条例等の法令等に基づき、擁壁補強を行う擁壁の所有者に対して、区が補助を認めることのできる一定の安全性が担保される工法等について整理（擁壁の新設・改修を行う際の行政が行う確認行為との比較、他市区施策との比較し、適切な補助金額を定める手法を含む）

（ウ）区内全域のがけ・擁壁の安全性向上を実現するため、庁内の各所管の連携体制とそれをサポートするがけ・擁壁データベースのあり方の提案

⑬「①現地調査」及び「⑧「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」改定素案の作成」を実施するにあたり、次の内容を行うこと。

ア 定期的な打合せ・資料作成・議事録作成及び関係所管との協議支援

本業務を適正かつ円滑に実施するため区担当課と定期的な打合せ（月1回程度）及び現地調査の進捗を共有するための打合せ（月2回程度）を行う。打合せは原則対面とし、管理技術者の出席を必須とする。

また、打合せ等においては業務進捗報告のための資料を作成し、打合せ後は議事録を作成し速やかに区へ提出する。また、関係所管との協議に必要な資料等の作成を支援する。

※令和7年度会議等の予定（詳細は別紙2参照）

定例会 30回程度

検討委員会・作業部会 9回程度

イ 業務報告書（令和7年度）の作成

本年度の業務をまとめ、業務報告書（令和7年度）を作成する。作成にあたっては、特定テーマを始め、令和7年度中に検討した内容全てについてまとめて掲載する。

ウ 工程の管理

工程に遅れがある場合は、担当者を増員し、工程どおり完了するように対応すること。

エ その他

業務内容の詳細については、区担当課と協議の上、決定するものとする。

（2）作業概要（令和8年度想定）

①施策の評価・検証・検討の修正

令和7年度行った施策の評価・検証・検討の結果（「業務報告書（令和7年度）」）をもとに、関係所管との協議を行い、意見をもとにブラッシュアップする。

②区民意見募集・関係所管との協議開催・事前打合せ・資料作成・議事録作成

区民意見募集、関係所管との協議、事前打合せ（随時）、資料作成等、がけ・擁壁等防災対策方針改定案の作成にあたり必要な業務を実施する。また、議事録を作成し、速やかに区へ提出する。

※令和8年度会議等の予定

定例会 12回程度

検討委員会、作業部会 9回程度

③世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定案の作成

上記①・②を踏まえ、がけ・擁壁等防災対策方針改定案（概要版を含む）を作成する。

④業務報告書の作成

委託期間を通して業務をまとめ、業務報告書の作成を行う。

⑤その他

業務内容の詳細については、区担当課と協議の上、決定するものとする。

（3）成果品

電子データ納品前に最新のソフトウェアを用いてウイルスチェックを行うこと。また納品媒体本体には、CD-Rのレーベル面に発注年度、契約件名、分割枚数、納品年月日、受託者名、ウイルス定義ファイル、ウイルスチェック年月日を表記すること。

①世田谷区がけ・擁壁マップ（令和7年度版）

貸与品の「世田谷区がけ・擁壁マップ（令和6年度版）」3種をベースにして、対象箇所の調査結果を反映したがけ・擁壁のGISデータ（SHP形式）を次の3種作成すること。

- ア 区全体図（12, 000：1、A0版、全1枚）
- イ 地域拡大図（12, 650：1、A2版、全6枚）
- ウ 地域拡大図（2, 500：1、A3版、全155枚）

shape形式はレイヤごとに、データファイル名、データ型、テーブル名、リンクID等を記載する。
また、「ウ 地域拡大図」については、「ア 区全体図」のどの位置を示すかがわかりやすいように索引を作成すること。

② 現地調査リスト（令和7年度版）

区が貸与する「現地調査リスト（令和6年度版）」をベースにして、調査の結果を反映した現地調査リスト（令和7年度版）を作成する。令和8年度より稼働する次期街づくり情報システムにデータを投入できるように、仕様の詳細は区の指示に基づき決めること。なお、「現地調査リスト（令和6年度版）」にない調査項目は新たに追加して作成すること。

③ 調査対象となったがけ・擁壁の画像データ

現地調査リストの番号と紐づけされた画像データをまとめる。令和8年度より稼働する次期街づくり情報システムにデータを投入できるように、仕様の詳細は区の指示に基づき決めること。

④ 令和6年度机上抽出調査と令和7年度現場調査の結果を比較するリストを作成し、ア～ウについてまとめた資料のデータ。

- ア 現場調査の結果、対象外となったがけ・擁壁の数と理由
- イ 現場調査の結果、新たに対象となった、がけ・擁壁の数と理由
- ウ 調査数と比較した（ア）（イ）の割合

⑤ 「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」改定素案（A4版カラー製本無線綴じ80～100頁位）2部

⑥ がけ・擁壁等防災対策方針改定素案概要版（A3見開き2色刷り）5部

⑦ 業務報告書（令和7年度）3部

⑧ その他、委託業務時に取り扱ったもので区担当課から指定のあった資料等

⑨ 上記成果品の電子データ（DVD-R）1枚 算定に使用、加工したGISデータを含む

⑩ 「基礎調査票」及び調査用地図等の取扱い

調査に使用し、調査結果を記入した「基礎調査票」及び調査用地図等の書類一式は、本委託の成果品の一部となるので、その取扱いには十分注意し、破損、散逸のないよう委託終了時まで管理し、納品すること。「基礎調査票」には、次の資料を添付すること。

- ア 調査対象の擁壁：宅地擁壁の健全度判定に用いる記録シート
- イ 調査対象のがけ：がけ調査票
- ウ 調査対象外のがけ・擁壁：対象外であることが判別できる画像

7 契約形態

本契約のうち、「（1）作業概要（令和7年度）①現地調査」に係る部分については、概算契約とする。「5 履行内容（1）作業概要（令和7年度）⑥現地調査」に記載の予定数量（概算数量）に基づき、当初契約時に、各作業項目の予定数量及び単価を明記した契約金額の内訳書を定めるものとする。この業務の履行着手後、内訳書の単価に基づき、令和8年2月27日（金）までに数量及び契約金額を区と受託者で協議のうえ確定し、確定数量及び確定金額をもって契約の変更を行う。

その他の内容については、総価契約とする。

8 資格要件

次のすべてを満たす者とする。

- (1) 平成31年度以降に官公庁が発注した同種業務（がけ・擁壁に関する解析業務を踏まえた調査及び方針等の改定）の完了実績がある者。
- (2) 空間情報総括監理技術者の資格を持つ者を雇用していること。本業務は令和6年度机上抽出調査の結果（GISデータ）を使用するため、GISデータに関する内容について助言ができる体制ができること（契約締結後、雇用関係が分かる書類の写しを区担当者に提出すること）。
- (3) 技術士（建設部門：土質及び基礎又は河川・砂防及び海岸・海洋）もしくはRCCM（地質又は河川・砂防及び海岸・海洋）の資格を持つ者を雇用し、1名以上を含む体制で業務にあたること（契約締結後、雇用関係が分かる書類の写しを区担当者に提出すること）。また、本業務の管理技術者の要件とする。
- (4) 本業務の実施にあたって受託者は、本業務の成果品等の品質確保、本業務において利用する各種情報の保護、本業務の活動による環境負荷の低減等を図るため、次の全ての第三者機関等によるシステムの認証登録を行った上で業務を遂行するものとする。
 - ① JIS Q 9001（ISO9001：品質マネジメントシステム）
 - ② JIS Q 27001（ISO27001：情報セキュリティマネジメントシステム）なお、上記のほか、JIS Q 14001（ISO14001：環境マネジメントシステム）についても認証登録を行っていることが望ましい。

9 再委託（外部委託）に関する事項

受託者は本業務の全部または次の主要な業務を第三者に委託してはならない。

- (1) 業務全体の企画・計画
- (2) 調査結果の分析・評価
- (3) 「業務報告書（令和7年度）」のまとめ

再委託する場合は、事前に再委託先の名称（商号）、代表者、住所、連絡先、再委託先の過去の実績、再委託する内容を記載した書類を市街地整備課長に提出し区の承認を得ることを条件とする。また、再委託先にも契約内容を遵守させること。

10 成果品に対する責任の範囲

- (1) 受託者は、本委託の完了後に、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに区の指定に基づき、成果品の訂正、補足その他の措置を講じなければならない。
- (2) 前項に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

11 権利の帰属

- (1) 本委託において仕様又は作成された、各種データ、図書に係る著作権は、区に帰属する。ただし、区が貸与するデータ、図書のうち、他のものが著作権を有するもの及び区と受託者において別に定めがある場合は、この限りではない。

- (2) 受託者は、本委託終了後においても、業務の成果等を、区の承認を受けないで、自ら使用したり、他の者に公表、貸与及び使用させたりしてはならない。
- (3) 受託者は、区が貸与する各種データ、図書等に係る著作権を侵害してはならない。

1 2 支払方法

全ての業務についての完了検査合格後、受託者の支払請求に基づいて全額を一括して支払う。

1 3 特記事項

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た一切の事実を、いかなる場合であっても第三者に漏らしてはならない。

(2) 議事録の作成

受託者は作業の履行に関し、区から指示を受けた場合または区と協議した場合は、指示又は協議後1週間以内に議事録を作成し、区の承諾を得るものとする。

(3) 「電算処理の業務委託契約の特記事項」の遵守

別紙3のとおり

(4) 個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

別紙4のとおり

(5) 本委託業務は仕様書に定めるもののほか、次に掲げる関係法令等を準用するものとする。

①著作権法

②測量法

③都市計画法

④世田谷区個人情報保護条例

(6) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、区と受託者で協議の上定めるものとする。

1 4 担当

防災街づくり担当部市街地整備課宅地防災促進担当 森田、岡田、吉村

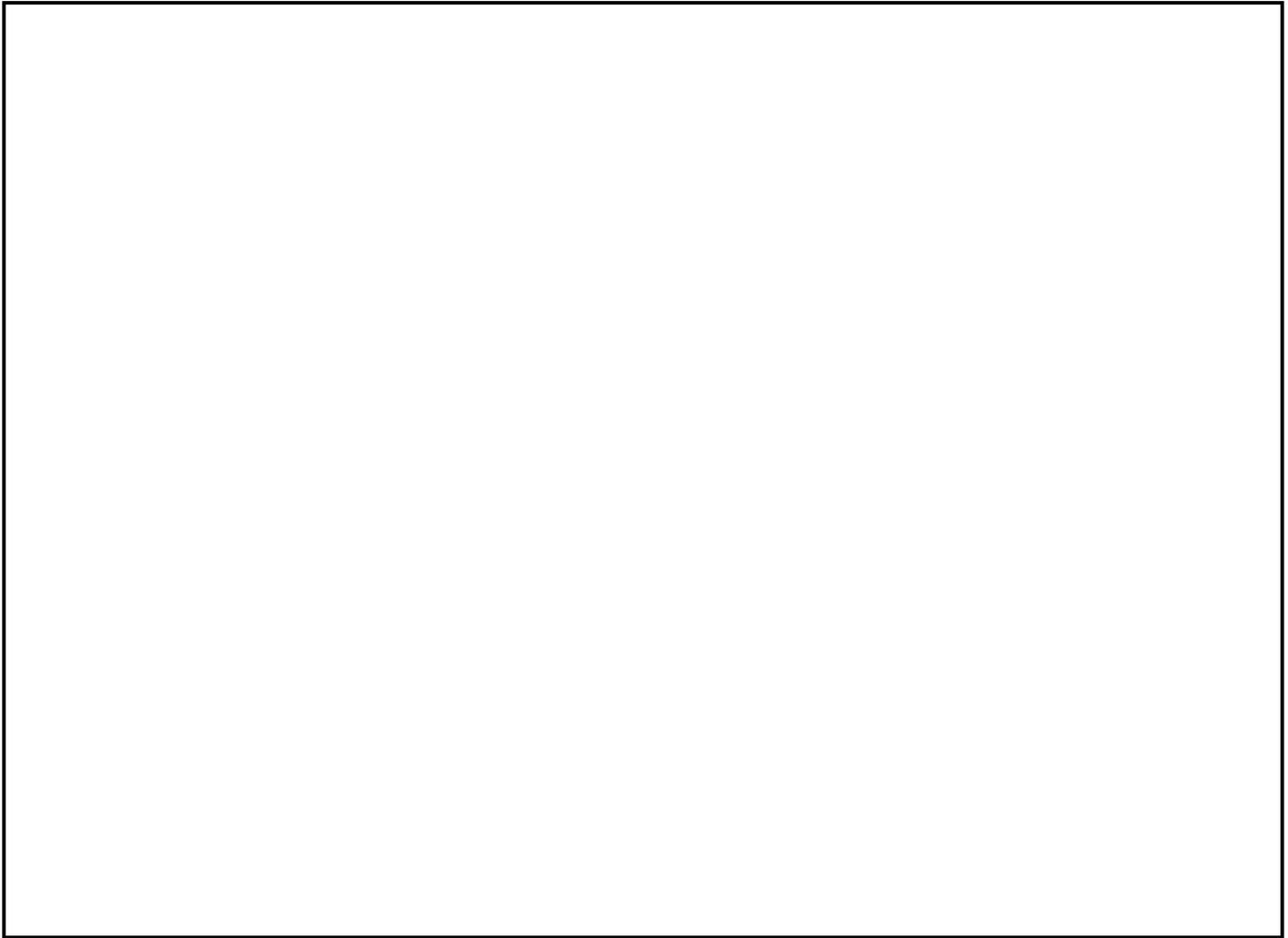
電話 03 (6432) 7158

FAX 03 (6432) 7982

【基礎情報】

						No.			
所在地	世田谷区		丁目		番地		地域		
擁壁高さ			擁壁延長			擁壁勾配			
がけ高さ			がけ延長			がけ勾配			
上部の土地利用	1. 戸建て 2. アパート、マンション 3. 公共施設 4. その他 ()					立地条件	1. 単独 2. 連続 (関連するがけ・擁壁No.)		
擁壁構造 有・無	1. 練石積み造り擁壁 2. 重力式コンクリート擁壁 3. 鉄筋コンクリート擁壁 4. 空石積み擁壁 5. 増積み擁壁 6. 二段擁壁 (玉石積み等含む) 7. 張出し床版付擁壁				自然がけ 有・無	1. 裸地 (土が露出) 2. 草地、樹木等あり 3. のり面保護 () 4. その他 ()			
					補修・補強	補強・補修工事の形跡 有 / 無 / 判別が難しい (「有」の場合) 詳細 () H27調査時の変状 有 / 無 / H27調査対象外 H27以降改修 該当 / 非該当 / 判別が難しい 特記事項 ()			
健全度	1. 高 2. 中 3. 低								

【がけ・擁壁全景/高さ・変状・補修・補強の形跡が確認できる画像】



【R6調査結果】

国道	都道	区道	高速道路	私道	区管理道路	建築基準法						緊急輸送道路	特定緊急輸送道路	障害物除去線	都市計画道路	主要生活道路	通学道路	バス路線	区管理擁壁	公園	その他公施設	鉄道	水路	河川	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	既存盛土									
						第4条第1項第1号	第4条第1項第2号	第4条第1項第3号	第4条第1項第4号	第4条第1項第5号	第4条第2項																大規模盛土造成地	開発許可	宅造許可							

現地調査実施日			現地調査者 所属・氏名		
令和	年	月 日			

No.	
-----	--

がけ調査票

- 変状なし
- 変状あり ⇒「変状形態と配点表」の該当項目に○をつける。変状は複数回答可。

変 状 形 態 と 配 点 表							
のり面・自然斜面	変形状態のチェック(複数可)	小		中		大	
	のり面	1 クラック(幅) 	3 cm未満又は単数	1	3~15 cm未満又は複数	2	15 cm以上又は全面
	2 ハラミ(隆起量) 	10 cm未満	3	10~30 cm未満	4	30 cm以上	5
	3 ガリー浸食 	クラックなどが誘因となって雨滴による浸食が現れはじめた段階。	6	のり面の表土が雨裂に陥没するなど放置していると被害が広がるおそれのあるもの。	7	洞穴状や滝壺状にガリーが進展して家屋の基礎やのり面等の下側に被害を及ぼすような状態。	8
	4 滑落・崩壊 	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊。	7	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態。放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊。	8	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊。	9
自然斜面	5 のり面保護工の変状(植生工は除く)  枠内土砂流出(枠浮上り)	例えば、のり枠の間詰め陥没。又はコンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度。	7	例えば、のり枠の部分的な破損。又はコンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる。	8	例えば、のり枠の浮上り破壊。又はコンクリート吹付工のラス金網が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる。	9
	6 排水施設の変状 	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる。	3	左に加え、のり面のクラック、又は目地からの湧水がある。	5	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている。	7
	7 湧水、落石・転石	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→+1点(上の点数に1点加える)					
	変状の判定値	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>		点	☆変状程度の点数と危険度判定☆ 変状無： 0 点(問題無し) 変状小： 1~3点(当面は問題無し) 変状中： 4~7点(要注意) 変状大： 8~10点(危険)		
	危険度判定	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 無					

世田谷区がけ・擁壁等安全対策方針改定業務委託

	令和 7 年度												令和 8 年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務関係																								
打合せ（事務局のみ）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
作業部会（担当係長級）				●				●		●														
検討委員会（有識者）				●				●		●														
検討委員会（担当課長級）					●			●		●														
政策調整会議																●				●				
政策会議																	●				●			
常任委員会																		●						●

※上記の内容は令和6年度の予定であり、予告なく変更することがある。

※令和8年度中に区民意見募集を実施する。

電算処理の外部委託基準 別紙

電算処理の業務委託契約の特記事項
(兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項)

(秘密保持義務)

- 1 受託者は、当該委託契約(業務内容に保守委託を伴う賃貸借契約等を含む。以下同じ。)に係る電算処理業務(以下「委託業務」という。)により知り得た個人情報その他の情報(以下「情報」という。)を、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならず、この旨を委託業務に従事する者(以下「従事者」という。)へ周知徹底しなければならない。また、契約期間満了後も、同様とする。

(書面主義の原則)

- 2 受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

(管理体制等の通知)

- 3 受託者は、当該委託契約の締結後直ちに、以下の文書を区に提出しなければならない。提出後に内容の変更があった場合も、同様とする。
- (1) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準
 - (2) 以下の内容を含む従事者名簿
 - ① 電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所
 - ② 委託業務において個人情報を取り扱う者の氏名、責任、役割及び個人情報の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所
 - ③ 委託業務に関する緊急時連絡先一覧
 - (3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書
 - (4) 委託業務において使用する情報システムのネットワーク構成図(特定個人情報ファイル(コンピュータ等で検索することができるよう体系的に構成した情報の集合体であって、個人番号をその内容に含むもの。以下同じ。)を取り扱う場合のみ。第 23 項の事項を証するもの。)
 - (5) 委託業務において使用する情報システムのセキュリティ仕様書(特定個人情報ファイルを取り扱う場合のみ。第 24 項の事項を証するもの。)
 - (6) クラウドサービス(有料、無料に関わらず、民間事業者等がインターネット上で提供する情報処理サービスで、約款への同意及び簡易なアカウントの登録等により当該機能が利用可能となるサービスのこと。以下同じ。)利用に係るリスク対策文書(委託業務においてクラウドサービスを利用する場合のみ。第 25 項の事項を証するもの。)

(再委託の禁止)

- 4 受託者は、委託業務の全部又は一部を、他の者に再委託してはならない。ただし、附属業務でやむを得ず再委託する必要があるときは、受託者は、再受託者(委託先の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に当該委託契約及び本特記事項を遵守させ、かつ、再受託者にかかる再委託の内容及び第 3 項に規定する事項を、区に事前に書面をもって通知し、その承認を得なければならない。
- 再受託者も、委託業務の全部又は一部を、他の者に更に再委託してはならない。附属業務でやむを得ず更に再委託する必要があるときは、再委託と同様の条件と手続きにより、区の承認を得なければならない。更に再委託が繰り返される場合も同様とする。

(目的外使用等及び複写等の禁止)

- 5 受託者は、委託業務で取り扱う情報を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。
- 6 受託者は、区が委託業務での使用を目的として受託者に提供し、又は貸与する情報及び情報資産(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成 16 年世田谷区規則第 47 号)第 2 条第 9 号に規定する情報資産をいう。以下同じ。)を、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- 7 受託者は、委託業務で取り扱う情報及び情報資産について、業務上必要なバックアップを取得する場合を除き、区の承認を得ずに複写してはならない。委託業務を実施する上でやむを得ず複写するときは、あらかじめ区に通知し、その承認を得なければならない。この場合において、委託業務の終了後、受託者は、直ちに複写した電磁的記録の消去及び印刷物の廃棄を行い、使用できない状態にするとともに、消去又は廃棄した日時、担当者及び処理内容を区に報告しなければならない。
- 8 受託者は、区の事前の承諾なく、委託業務で取り扱う情報及び情報資産を区の事業所または受託者の事業所から持ち出してはならない。

(物的セキュリティ対策)

- 9 受託者は、委託業務に使用する情報システムに係る装置の取付けを行う場合は、できる限り、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を受けない場所に設置するものとし、施錠等容易に取り外すことができないよう必要な措置を講じなければならない。
- 10 受託者は、委託業務に係る区が運用する情報システムのサーバ等を区庁舎外に設置する場合は、区の承認を得なければならない。また、定期的に当該サーバ等への情報セキュリティ対策状況について確認するとともに、区から要請があった場合は、その結果を区に報告しなければならない。
- 11 受託者は、その従事者に名札等の着用及び身分証明書等の携帯を義務付け、区の情報システム室その他の区の管理区域に立ち入る場合において区から求められたときは、身分証明書等を提示するよう指導しなければならない。
- 12 受託者は、委託業務で使用するパソコン等の盗難を防止するため、当該パソコン等をセキュリティワイヤーで固定し、又は従事者が業務執行場所を離れる間において施錠可能なロッカー等に収納させるなどの措置を講じなければならない。

(人的セキュリティ対策)

- 13 受託者は、委託業務において、区に提出した情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに区に報告し、代替策について協議しなければならない。
- 14 受託者は、情報及び情報資産を適切に保管するものとし、パソコン等により情報及び情報資産を使用する場合は、第三者に使用され、又は閲覧されることがないように、離席時にパスワードロック又はログオフ等を行わなければならない。
- 15 受託者は、従事者に情報システムの保守又は運用業務に関し、次の事項を遵守させなければならない。
 - (1) 自己が利用している ID は、他人に利用させないこと(ID の共用を指定されている場合は除く。)
 - (2) 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外の者に利用させないこと。
 - (3) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと(パスワード発行業務を除く。)
 - (4) パスワードのメモの不用意な作成等により、パスワード流出の機会を作らないこと。
 - (5) パスワードは、十分な長さとし、想像し難い文字列とすること。
 - (6) 複数の情報システムを取り扱う場合は、パスワードを情報システム間で共有しないこと。
 - (7) パソコン等のパスワードの記憶機能を利用しないこと。
 - (8) 社員間でパスワードを共有しないこと(ID の共用を指定されている場合は除く。)
- 16 受託者は、従事者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。

(技術的及び運用におけるセキュリティ対策)

- 17 受託者は、情報システムの保守又は運用業務を遂行するに当たり、情報システムの変更記録、作業日時及び実施者を記録するとともに、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を全て取得し、一定期間保存しなければならない。
- 18 受託者は、アクセスログ等を取得するサーバについて、正確な時刻設定を行わなければならない。自動的にサーバ間の時刻同期が可能な場合は、その措置を講じなければならない。
- 19 受託者は、情報システム等に記録された重要性の高い情報について、定期的にバックアップを取得しなければならない。また、バックアップの取得前にその手法を区に通知し、承認を得なければならない。
- 20 受託者は、情報システムの開発及び導入に当たり、開発及び導入前に区と協議の上、情報セキュリティに係る検証事項を定め、検証を実施しなければならない。
- 21 受託者は、委託業務に使用する情報システムがネットワークに接続されている場合は、不正アクセスを防ぐため、常にセキュリティホールの発見に努め、メーカー等からのセキュリティ修正プログラムの提供があり次第、情報システムへの影響を確認し、区と協議の上、修正プログラムを適用しなければならない。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスの情報システムへの侵入及び拡散を防止しなければならない。
- 22 受託者は、情報システムを開発する場合は、システム開発及びテスト環境と、本番運用環境を分離しなければならない。
- 23 受託者は、委託業務において特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、当該特定個人情報ファイルをインターネットから物理的又は論理的に分離された環境にて取り扱わなければならない。
- 24 受託者は、委託業務に使用する情報システムにおいて特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、定期に及び必要に応じ随時に当該情報システムのログ等の分析を行うなど不正アクセス等を検知する仕組みを講じるとともに、当該情報システムの不正な構成変更(許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフトウェアのインストール等)を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 25 受託者は、委託業務においてクラウドサービスを利用する場合は、当該クラウドサービスの利用に伴い想定される情報セキュリティ上のリスクを回避するために必要な措置を講じなければならない。(例: 当該クラウドサービス提供事業者が公表している情報セキュリティ対策内容の確認、受託者が従業員に付与するクラウドサービス用 ID の適切な付与管理、クラウドサービス上に記録した情報が第三者に提供される場合についての確認、サービス利用終了時のデータの取扱い条件の確認、等)

(データのセキュリティ対策)

- 26 受託者は、委託業務に関し、区より情報及び情報資産を受領した場合は、預かり証を区に対して交付しなければならない。また、当該情報及び情報資産を適切に管理するため、情報及び情報資産の受領日時、受領者名、受領した情報及び情報資産の種類等の記録簿を作成するとともに、区から要請があった場合は、速やかに当該記録簿を区に提示しなければならない。
- 27 受託者は、委託業務に係る重要度の高い情報及び情報資産を運搬する場合は、可能な限り暗号化、パスワード設定等の保護対策を行い、鍵付きのケース等に格納する等、情報及び情報資産の滅失や不正利用を防止するための処置を講じなければならない。また、重要度の高い情報を電子メール等で送受信する場合は、暗号化、パスワード設定等の保護対策を行わなければならない。
- 28 受託者は、委託業務で取り扱う情報及び情報資産を施錠可能な金庫、ロッカー等に適切に保管する等善良な管理者の注意をもって当たり、情報及び情報資産の取扱いには十分注意し、情報及び情報資産の滅失、毀損及び漏えいの防止に努めなければならない。
- 29 受託者は、委託業務が終了したときは、区より受領した情報及び情報資産を速やかに区に返却しなければならない。また、返却が不可能な場合は、区の上の了承のもと、バックアップデータを含む電磁的記録の消去及び印刷物の廃棄を行い、使用できない状態にする(電算処理機器を廃棄する場合は復元できない状態にする)とともに、消去又は廃棄した日時、担当者及び処理内容を区に報告しなければならない。
- 30 受託者は、情報資産の作成業務を終了したときは、直ちに当該情報資産を区があらかじめ指定した職員に引き渡さなければならない。

(電算処理機器の廃棄)

- 31 受託者は、委託業務で使用しているサーバ、パソコン等の機器(以下これらを「電算処理機器」という。)を廃棄する場合は、事前に当該電算処理機器に保存されている情報及び情報資産を消去、復元できない状態にした上で廃棄

しなければならない。

(委託業務の報告)

32 受託者は、区に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

(監査、施設への立入検査の受入れ)

33 受託者は、情報及び情報資産の情報セキュリティ管理状況について、区の求めに応じて報告するものとする。また、区が必要に応じて監査又は検査を実施する場合は受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。

34 受託者は、区が必要とする場合は、業務執行場所へ区の職員の立入りを認めるものとする。

(緊急時の対応)

35 受託者は、委託業務において、業務上のトラブル、災害、事故、電算処理機器の不良、故障及び破損等が発生した場合は、直ちに区にその状況について報告し、区の指示に従わなければならない。

36 受託者は、委託業務について次に掲げる事象が発生した又は発生したおそれがある場合は、直ちに、区にその状況を具体的に報告しなければならない。

- (1) 情報及び情報資産の滅失
- (2) 情報及び情報資産の毀損
- (3) 情報の漏えい
- (4) 不正アクセス
- (5) 情報セキュリティポリシーの違反
- (6) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに悪影響を及ぼす事象

(サービスレベルの保証)

37 受託者は、委託業務のサービスレベルについて、事前に区と合意している場合は、そのサービスレベルを保証するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

38 受託者が、法令及び本特記事項に違反した場合、区は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者は、本特記事項に違反し、又は本特記事項を履行しなかったことにより、区に損害が生じた場合には、区に対しこれを賠償するものとする。

個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

(秘密保持義務)

- 1 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(書面主義の原則)

- 2 受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

(管理体制等の通知)

- 3 受託者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を委託者に提出しなければならない。
 - (1) 個人情報保護に関する社内規程又は基準
 - (2) 以下の内容を含む従事者名簿
 - ① 個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割
 - ② 委託業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所
 - ③ 緊急連絡先一覧
 - (3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書

(再委託の禁止)

- 4 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

- 5 受託者は、個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 6 受託者は、個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。
- 7 委託者の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を利用できないよう処分又は委託者へ提出しなければならない。

(安全管理措置の実施)

- 8 受託者は、委託業務において、委託者に提出した個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。
- 9 受託者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。
- 10 受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故を防止しなければならない。

(委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

- 11 受託者は、委託業務が終了したときは、直ちに、委託業務に使用した個人情報の消去及び個人情報が記録された媒体の返却をしなければならない。

(委託業務の報告)

- 12 受託者は、委託者に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

(監査、施設への立入検査の受入れ)

- 13 受託者は、委託者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。
- 14 受託者は、委託者が必要とする場合は、業務執行場所へ委託者の職員の立入りを認めるものとする。

(個人情報の漏えい等の対応)

- 15 受託者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれがあるときには直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

- 16 受託者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、委託者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、委託者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。